

平成31年3月28日

お客様 各位

亀有信用金庫

## 法人口座を開設していただく際のお手続きについて

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、預金口座が詐欺等に悪用されることを未然に防止し、正当な金融サービスを提供させて頂くため、また、警察庁からの要請もあって、法人のお客様に預金口座を開設して頂く際には、下記の「公的書類等」による確認および事業内容、預金口座の利用目的等についてお尋ねし、確認期間を設けさせて頂いております。

お客様にはご不便、お手数をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 確認させていただく公的書類（以下のすべてが必要です。）
  - ・履歴事項全部証明書(原本) 発行後6ヶ月以内
  - ・印鑑登録証明書(原本) 発行後6ヶ月以内
  - ・ご来店者さまの「公的な本人確認書類」、法人との関係を証する書類（委任状等）
  - ・法人番号確認書類
  - ・事業の内容並びに実質的支配者が確認できる書類

※ ご提出頂いた書類はすべてコピー（写し）をとらせて頂きます。なお、コピーはご返却いたしません。
2. 上記書類に基づき、事業内容等についてお尋ねします。
  - ・主たる事業は何か、また謄本上事業目的が多岐にわたる場合、その内容についてご説明をお願いします。
  - ・実質的支配者についてご説明をお願いします。
  - ・お尋ねした結果、追加で書類の提示をお願いすることがあります。
  - ・事業所へ訪問し、事業の内容について確認させて頂くことがあります。
  - ・ホームページをお持ちの場合は内容を確認させて頂きます。
  - ・口座開設に概ね二週間程度要する場合があります。
  - ・総合的判断により口座開設をお断りすることがあります。
  - ・後日、事業内容・口座の利用目的等、ご申告内容の相違等が判明した場合、口座のご利用を制限させて頂く場合があります。

※ ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

以上

